

# 竹富町制施行75周年記念 わくわくタイムメッセージ事業実施要綱

令和5年12月4日告示第64-1号

## (目的)

第1条 この要綱は、竹富町制施行75周年を記念して、町民等の抱える様々な思いや言葉などを記録し未来の自分に送り届けることで、まちづくりに対する考えや竹富町に対する思いを醸成するタイムメッセージ事業の円滑な実施について、必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等とは、竹富町民等船賃負担軽減事業対象者及び、竹富町職員のことをいう。
- (2) タイムメッセージとは、町民等が撮影又は録音記録したものであり、第4条に規定する形態のデジタルデータのことをいう。

## (事業対象者)

第3条 タイムメッセージ事業の対象者は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間に、町民等の身分を持つものとする。

## (タイムメッセージの形態)

第4条 町民等が投稿するタイムメッセージは次の各号に掲げる個数及び形態による。

- (1) 動画データ データは1つまで、記録時間は原則1分間とし、拡張子は”MP4”とする。
- (2) 音声データ データは1つまで、記録時間は原則1分間とし、拡張子は”MP3”とする。
- (3) 画像データ データは2つまでとし、拡張子は”JPEG”とする。
- (4) 同一人が動画データと音声データの両方を投稿することはできないものとする。
- (5) 同一人が動画データと画像データの両方、音声データと画像データの両方を投稿することができるものとする。その場合は動画及び画像データ並びに音声データと画像データはそれぞれ1つずつとし、記録時間及び拡張子については第4条各項の規定に準ずるものとする。

## (タイムメッセージの投稿)

第5条 前条に掲げるタイムメッセージは、町民等に限り、町が運用するウェブサイトに必要な事項を記入の上、投稿することができる。

- (1) ウェブサイトについては令和6年3月31日まで運用し、当該期間は町民等がタイムメッセージを投稿できるものとする。
- (2) ウェブサイトに記入する必要事項は「氏名」「住所」「生年月日」「性別」の他、町長が定める。
- (3) タイムメッセージの内容が公序良俗に反するものである場合、投稿されたタイムメッセージは投稿者へ返却するものとする。その場合、本要綱、第6条及び第7条の規定による保存及び25年後の返却は実施しないものとする。
- (4) タイムメッセージの投稿者が第3条に規定する事業対象者に該当しないと判断された場合、投稿されたタイムメッセージは投稿者へ返却するものとする。その場合、本要綱、第6条及び第7条の規定による保存及び25年後の返却は実施しないものとする。

(タイムメッセージの保存)

第6条 前条の規定に基づき投稿されたタイムメッセージは、町長がデジタル媒体等を用いて適切に保存する。また、町長が必要と認める場合においては、データ及び関連機器、その他の保存媒体の保守管理のため、内容を確認できるものとする。

(タイムメッセージの返却)

第7条 前条の規定により投稿されたタイムメッセージは、令和30（西暦2048）年7月2日の町制施行100周年記念を契機として順次、投稿者に返却する。

(1) 町長は、第5条第1項第2号に規定する記入必要事項をもとに、戸籍の附票等を用いてタイムメッセージ返却時の住所を確認することとする。

(2) タイムメッセージを投稿した本人を特定できない場合は、親族宛てに返却するものとする。その際、返却前に親族のタイムメッセージを受け取る意思の有無を確認するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、竹富町制施行75周年記念わくわくタイムメッセージ事業実施に係る必要な事項は別に定める。